消費生活

訪問購入のトラブルが急増中!「不用品を買い取ります」 と言われても、安易に承諾しないようにしましょう

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)

訪問購入とは、購入業者が営業所以外の場所で、 消費者から物品を購入することです。全国の消費 生活センター等には訪問購入に関する相談が多く 寄せられており、契約当事者の8割近くを60歳 以上の方が占めているという特徴があります。訪 問購入は、特定商取引に関する法律において、購 入業者が守るべきルールや消費者を保護する制度 が定められていますが、ルールが守られないケー

スが見られます。購入業者から 電話がかかってきたり、いきな り訪問されたりしても、安易に 承諾しないようにしましょう。



相 談 事例

【事例1】電話で「何でも良いので、不用品はない か」と言われ、訪問を承諾してしまった。

【事例2】不用品を求めて訪問してきた業者に個 人情報を話してしまった。

【事例3】皿だけのはずが、売るつもりのない貴 金属まで強引に買い取られてしまった。

【事例4】断ってもしつこく居座られ、非常に安

い金額で貴金属を買い取られてしまった。

【事例5】クーリング・オフ後に渡した貴金属を返品 してもらったが、指輪が2つ足りなかった。



被害に遭わないために…

- ▽突然訪問してきた購入業者は家に入れないように しましょう。
- ▽事前に、購入業者の名称や買い取ってもらう物品 の対象をしっかり確認しましょう。
- ▽買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られ たら、きっぱり断りましょう。
- ▽購入業者から交付された書面はしっかり確認しま しょう。
- ▽クーリング・オフの期間内は、購入業者に物品の 引き渡しを拒むことができることを覚えておきま しょう。

不安を感じたときは、一人で悩まず、す ぐに消費生活センターや消費者ホットライ ン(22188)へご相談を!

設計について考えてみません

込額を確認し、

高齢期の生活設計に思いを巡らせて

ご自身の年金記録や年金受給見

また11月30日は、

いただく「年金の日」

」です。

この機会に、

未来の生活

解を深めてもらうための取り組みを行っています。

んきん月間」と位置付け、

公的年金制度に対する理

11月を「

問い合わ H 本

の作成・印刷 ▽持ち主不明の年金記録の検索 ▽私険料控除証明書などの再交付申請 ▽各種届出書 履歴整理表作成

用ダイヤル(☎0570 2283)、「ねんきん定期便」「ね 年 金 機 構 水 戸 058 - 555 北 年 金 んきんネッ 事 務 所 **2** 231 局

こんなときには ▽ご自身の年金記録の確認 確認 いに関する通知書の確認 「被保険者記録照会回答票」の確認 ▽電子版「ねんきん定期便」の ねんきんネッ ▽源泉徴収票·社会保 ∇ F ~将来 確認 ▽年金の支 金見込額 ▽電子



こ 覧くださ

日本年金機構のホー

ーザ I D

の取得)が必要です。

んネット」への登録(マイナポータルとの連

から確認できるサービスです。

ご利用に

は

オ

携 ね

ま

た

つでもどこでも、手軽にパソコンやスマートフ

ンターネットを通じて、

ご自身の年金の情報

11

日本年金機構が提供する「ねんきんネッ 「ねんきんネット」をご利用ください

1

は を、

だ 11月30 ょ 本年金機構は厚生労働省と協力し、 ŋ

国民年金

(D

11 11 月 月 は 30 \blacksquare ね は ん टे 年 ん 金

Ĕ (いいみらい)は「年金の日」で

月間 の 日